公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２０１号
茨城県水戸市栄町１丁目10番10―711号　レスカールマンション第Ⅱ
債務者　富田　祥生
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第５４号
茨城県日立市田尻町５丁目１番９―101号
債務者　近藤　朝一
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第５６号
茨城県日立市東大沼町２丁目16番24号
債務者　及川　　薫
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第５８号
茨城県高萩市高浜町３丁目41番地　ナバナアパート202
債務者　塙　　祐太
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第５９号
水戸市見川３丁目1083番地の１　七字マンション203号
債務者　塙　　修平（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第６１号
茨城県高萩市大字高戸433番地　沼田ハイツＢ―101
債務者　大竹　忠幸（旧姓權田）
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第２１１号
新潟市中央区二葉町３丁目5932番地574　日和山改良住宅Ａ棟122号
債務者　小林　文雄
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１２号
新潟市中央区二葉町３丁目5932番地574　日和山改良住宅Ａ棟122号
債務者　小林佐知子
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７０号
岐阜市加納本町４丁目27番地
債務者　酒井　　聡
1　決定年月日時　平成26年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２７１号
岐阜市永楽町２丁目29番地　光栄アパート８号室
債務者　向　　幸一
1　決定年月日時　平成26年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３８号
滋賀県長浜市湖北町留目１番地４　東浅井ハイツＢ棟102号室
債務者　林　　昌夫
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第４８３号
神戸市長田区長尾町２丁目２番23号
債務者　あおかにこと田中宏和こと　申　　明植
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４８４号
神戸市長田区五位ノ池町３―13―５―302、住民票上の住所神戸市須磨区大手町１丁目４番10号
債務者　ライガーこと田中康博こと　申　　潤植
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４８５号
神戸市長田区長尾町２丁目２番23号
債務者　田中二己子こと　柳　　徳珠
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９７号
兵庫県西宮市東鳴尾町１丁目５番15―407号
債務者　蘇畑　三代
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２３０号
広島市中区基町18番１―522号
債務者　飛鳥恵美子
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　広島地方裁判所民事第４部